

退職後に農業を考えている方へ



北栄町

生産体制整備事業費補助金

地域農業の活性化に繋がる取り組みを支援します！

◎補助内容

振興栽培品目（水稻、野菜など）の生産基盤整備のための機械・施設に係る経費の2分の1以内（※上限30万円）

対象者

★①～④の条件をすべて満たす者

- ①他業種を退職してから3年以内の者
- ②町内に住所を有する50歳以上の者
- ③事業実施後、町内の圃場を2年以上耕作する者
- ④事業実施後、3年以内に農産物を出荷し、3年以上出荷する者

<注意事項>

- ・町税等を滞納していない方に限ります。
- ・事業は1人1回限りです。
- ・規定に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。
- ・振興栽培品目等の詳細は、町HPでご確認ください。

詳細はこちら
(町HP)



お問い合わせ：北栄町産業振興課

0858-37-3152